



Title	米國に於ける「農民」の法的意義とその地位
Author(s)	金田, 弘夫; KANETA, Hiroo
Citation	北海道大學農學部邦文紀要, 1(3), 222-226
Issue Date	1953-03-05
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/11519
Type	departmental bulletin paper
File Information	1(3)_p222-226.pdf



米國における「農民」の法的意義とその地位

金 田 弘 夫

(北海道大學農學部農業經濟學教室)

Legal interpretation and status of "a farmer" in the United States

By HIROO KANETA

目 次

序

1. 「農民」の意義とその限界
2. 破産法上における「農民」
3. 税法・免許法並びに都市條例中における「農民」

序

主として、その經濟行爲の特色より規定された農民 (Farmer) の定義、が一面において妥當なものであつても、法律上の諸問題を解決したり、或いは法文上の文字の意義として取上げる場合に、必ずしも適當と見做し得ない場合が存する限り、「農民」について嚴密なる法的定義を求めることは、必ずしも概念の遊戯を試みることにはなるまい。たとへば一般市民には認められてゐない特權 (privileges) が、とくに農民に賦與されたり、或いは農民を除いた一般市民に或る種の負擔 (burdens) や義務 (duties) が賦課される法令が存在し、その規定の解釋・適用を繞つて紛争を生ずる場合、當事者は無論のこと裁判所もまた農民の範圍を規定する嚴密なる定義を法的に求めることが必要とされるのは多言を要しない。ところで、一度かかる必要が生ずると、問題は案外面倒になるものであつて、あまりにも常識的にして簡易な定義を以つてしては、右の要求を充し得ないばかりでなく、問題を一層紛糾せしめる結果となるし、さればとて、法的には何等の根據を有しない解釋難澁なる

定義を作成したところで、それは問題の法的操作において、さほどの實益を發揮するものとは言ひ得ないのである。

本稿においては、右の如き理由に着目し、とくに、農民について嚴密なる法的規定が要求される例を、合衆國の法令並に判例中に求め、それぞれ農民の範圍と意義が如何様に定められるか、これが事情を分析することによつて合衆國における農民の法上の地位明らかにしようとするものである。しかし、何分充分なる判例資料を求め得なかつたが故に、その内容は單に問題解決の基本線を明らかにしたにとどまり、些か試論の域を脱しないところを自から認めて遺憾としなければならぬが、この點は、後日豊富なる判例と、諸賢の教示を求めて、一層の検討を試みたい。

1. 「農民」の意義とその限界

通常「耕種・養畜の業務に従事してゐる者」を以つて農民とする場合、「耕種・養畜以外の業務に従事する者」と「農民」とを區別する要件の何たるかについては、格別の考慮は拂はれない。しかし、この點を解明することは法的操作に於ては必要なことである。

1) 右の要件として「農民である」との自己意識 (self-consciousness) は、果して法的には必須不可缺のものであろうか。カリフォルニア州における判例によれば¹⁾、その者が、たとへ、自から「庭師」(gardener)「園藝師」(horticulturist) 或い

は「葡萄作り」(viticulturist)と言ふことが出来、またそれだけの技能があつても、主として或ひは概ね、土壤の耕作(the tillage of soil)に従事してゐる者であれば、それは法律上の農民(farmer)であるとされてゐる。かくして、意識の如何に拘りなく、農耕と認められる自明の方法又は慣習に従つて、相當の土地を耕作するといふ事實が法上の農民として要求される²⁾。

2) 右の如く、法上一個の農民を構成するに當つては、自から土地を耕作するといふ事が要求されるが、しかし、ここで言ふ「土地の耕作」とは、もとより土壤の耕耘・播種・收穫或ひは栽植等の一連の農事行為のみに極限されるものではなく、これ等の栽培行為の外に、家畜・家禽その他の諸動物の飼育並びに自家のためにする農産物・家畜その他の生産物の賣買行為を伴ふ場合においても何等差しつかへない。また耕作の程度としても、自己が所有又は使用・收益する権原を有する土地の全部を耕作する者は勿論、その一部を耕作するものにあつても、等しく法上「農民」として取扱はれるのである。判例は、自ら播種し收穫を行ふ者であらうと、小作農(Tenant)や作男(Cropper)或ひは農業雇傭労働者(Hired laborer)等の手を借りて經營を行ふ者であらうとも、兎に角、土地より農産物の生産に従事してゐるものはプランター(Planter)なりとしてゐる³⁾。かくして、農民たるの要件としては、土地の耕作又は養畜の業務に従事してゐるといふ事實が決定的な意義をもつことになる。

3) また、法律上、農場の所有者であつてもその農場と自己の居所とが可成り離れてゐたり、或ひは法律上の住所(recidence)と農場とが一致してゐる場合においても、それが爲に若しくは他の理由により、農事行為の一切を他人にまかせてゐるものは農民とは見做されない。かかる假裝農民又は不在地主を農民の範疇から除外する判例としては、ミシガン州の事件に、その例を見ることが出来る⁴⁾。

4) 最後に問題になるのは、兼業、兼職の程度についてである。主として自己の農場に居住しその主たる職業を農業としてゐる者にあつては、

たとへ毎週新聞の發行を行つたり、或ひは、家傳藥(proprietary medicines)の製造、その他の仕事に従事してゐても、その者は農民の範疇に入れられる⁵⁾。しかし乍ら、農場を所有し、或る程度まで農事にたずさはつてゐる者でも、自己の主たる職業(chief occupation)即ち本業が農業以外のものである場合、その者は法律上の農民と見做されないのが判例の示すところである⁶⁾。

以上、検討した如く、判例にあらはれた「農民」の範囲を限定する主たる要件は、「主として農業生産の業務に従事してゐるといふ事實」におかれる如くである。今これを“United States Code”によつて見ると、農民の定義は次の如く施されてゐる⁷⁾。即ち

「農民(Farmer)とは、自己の農場において、主として農業生産物の生産に従事してゐる個人又はその組合(partnership)であつて、多数の牛、牝、羊、仔羊、豚及び山羊等は、その農場の規模と一体をなすもの、若くは、その農場で生産される幾多の農業生産物に該當するものと見做される。但し次の1號に該當する者は、農業生産物の生産に従事する農民又は組合とは見做されない。

1 現に、牛、牝、羊、仔羊、豚或ひは山羊の賣買若しくは取引に従事してゐる者

2 直接的、間接的たるを問はず、現に、食料に供するためにする牛、牝、羊、仔羊豚或ひは山羊等の屠殺に該當する業務の斜施に従事してゐる者

3 直接的、間接的たるを問はず、現に、自己の農場において生産したものに非ざる精肉又は肉製品の賣買に従事してゐる者

4 直接的又は間接的に精肉の鹽加工、燻製罐詰、豚詰、ラードその他の加工の業務に従事してゐる者

5 自己又は使用人の所有に屬せざる牛、牝、羊、仔羊、豚又は山羊につき、これを自から屠殺し、又は他人(使用人)に屠殺せしめる業務に従事してゐる者

United States Code に規定された農民の定義は以上の如くであるが、この Code の中にはまた、農

家が精肉や肉製品の取引を行ふ行爲と類似の行爲にして、全然別個の行爲を業とする“retail butcher”(小賣肉商)をはじめ“retail dealer”(小賣商)に従事する者についての定義が掲げられてをり“retail butcher”とは「主として、専ら消費者に對して精肉又は肉製品の販賣に従事するを業とする個人又は社員もしくは組合、社團である云々……」とあるが、その詳細については、ここでは述べない。

註 (1) Slade's Estate, 122 Cal. 434

(2) 農耕と認められる方式、或いは、1乃至それ以上の customary に従つて、相當の土地を耕作する者を以つて「農民」と見做している判例としては、O'Neil v. Pleasant Prairie Ins. Co., 71 Wis. 621 をあげることが出来る。

(3) Butler v. Ga. & A. R. R., 119 Ga. 959

(4) Johnson v. London Acci. Co. 115 Mich. 86

(5) McIue v. Tunstead, 65 California. 506

(6) Rochester v. Pettinger, 17 Wend. 265

(7) United States Code, (Mar. 4.1907, ch. 2907 34 Stat, 1265, June 29, 1938. ch. 810.52 Stat. 1235, 1946, Vol. II.

2. 破産法上における「農民」

以上、合衆國における農民の法的定義と限界を二、三の州における判例と United States Code に基いて検討したが、しからば、法上、とくに農民の定義が問題となり、これが嚴密なる規定が實益を發揮するのは如何なる場合においてであり、かつ、それ等の場合において、判例は農民の範圍を如何様に解釋してゐるであらうか。この設問に對して、最初に俎上にのせらるべきものは、破産法 (the National Bankrupt Law) における農民である。

合衆國における破産法の内容が如何なるものであるか、その詳細にわたる説明はここでは避けるが、一般に、破産は、何人たるとを問はず、自己の債務が履行不能に陥り、而して自己の財産の法的分配 (legal distribution) を、その債權者に許容しなければならぬ時に生ずるものである。聯邦憲法 (The Federal Constitution) によれば合衆國における一切の破産事件に關する裁判權は、聯邦裁判所 (The Federal Courts) に與へられてゐるが、農家の破産 (farm bankruptcies) 即ち「農家債務整理」

(farm compositions and agreements) については、これに關して、議會が定めた特別の規定によることになつてゐる。而して、右の特別の規定とは「聯邦破産法」(The Federal Bankrupt Act) であつてそれによれば、その主たる職業を農業とする農民は、その意に反して破産を強要されることはないのである。かくの如く破産法により、農民には、特別の免責權が認められてゐるのであるが、それだけに、この特權を繞つて、「農民」の範圍が問題になるのは當然である。そこで、次に破産宣告の事件をめぐつて、農民の範圍が問題となつた二、三のケースを取り上げて、農民の限界を検討して見る。

1) 或る農家が破産に瀕したとき、その農家は聯邦破産法に規定された破産免除の特權の行使を主張したが、これに對し債權者の一人は、當該農家が農業以外の仕事 (business) に従事してゐた事實を指摘し、その農家が農民ではなく、従つて破産免責權 (immunity) なしと主張して争つた一件があつた。この事件についての判決の主旨は「たとへ農家が、農耕以外の如何なるビジネスに従事してゐるにせよ、その者の主たる職業 (principal occupation) が農業であり、その者の時間の大部分がそのために費され、しかもその者の収入 (income) 及び財産 (wealth) の大部分が農業に依據してゐる場合にあつては、當然、主に農耕に従事してゐるものと見做すべきであつて、その意に反する (against his will) 破産は受けない」といふ意味のものであつた¹⁾。また、ここで言ふ「農業以外のビジネス」の用例を示す判例として、“Hoy's case, 137. Fed., 175”によれば、農業を營む傍らなされてゐる「小賣商」(retail-shop) 肥料の販賣、代書その他の事務所の經營などが見受けられるのである。またこれと對蹠的な性質を有する事件についての判例として、たとへ一部自己の農場生産物をもつて牛を飼つてゐる者であつても、牛乳の小賣を本業としてゐるため、他人の生産した牛乳を購入し、これを小賣販賣してゐるが如き者にあつては、主として農耕に従事してゐるものとは見做されないから農民として取扱はれない²⁾。かくの如く、判例は、破産法の規定が適用さるべき農民の限界を「主として農耕に従事してゐるか否か」といふ、

事實の客觀的判斷によつて決定してゐるのである。

2) また、右の「主として農耕に従事してゐる者」たるか否かを判斷する基準として、負債の内譯金額と農業生産高とをとり上げ、兩者を比較して、判定を下した例もある。

即ち、それは、自己の耕作してゐる土地より生産された生産物の價格が年額2,000ドルを越えず、その者の負債の大部分を形成してゐる家畜の購入費とか、飼料代等が年額約15,000ドルに及んでゐる場合、主として農業に従事してゐる者なりと主張することの出来ないのは極めて自明であつて、債權者によつて破産を強要されることは免れ得ないといふ主旨のものである³⁾。この判例によつても明らかなる如く、「主として農業に従事してゐない者」即ち、その者の主たる職業をなし生業となつてゐる業務にして、大なり小なり永續性をもち、しかもその生計の大部分を左右してゐる仕事の種類が、農業以外のものである場合は、たとへ現實に如何なる土地を耕作してゐる者であつても、破産法上における農民として、不本意の破産を免れることは出来ないといふのである。

農民の特權はひとり破産法上においてのみ認められてゐるだけではなく、また強制執行法上においても認められてゐる。この場合法律により強制執行や差押を免れる動産 (personal property) が如何なるものであるかについては、合衆國各州によつて相當の相異があるけれども、大体において人的財産 (personal effects) 衣料、或る程度の家財道具、及び一定量の特殊な道具類並に或る額迄の家畜等である。強制執行を免れる農民のこの特權はもとより、その農民が農業によつて生計をたててゐるときに認められるものであつて、何等特定の農場業務に従事せざる者にあつては、たとへ自己の財産の差押の免除を要求しても、強制執行がなされた場合、差押の處分をまぬがれないことは云ふ迄もない。ここで云ふ農民とはひとり農場を自から所有して耕作に従事する者のみに限らない。一農場から他の農場に移動した農民についても強制執行を排除する法上の特權は決して喪失することはないのである⁴⁾。また生活上他の商賣に従事してゐる場合にあつては農業に従事する者乃至は

農民とは看做されないばかりでなく、家庭菜園を耕作してゐる者、1エーカーの土地に野菜の栽培を行つてゐる者も、これを以つて農民として右の特典を受けることは出来ない⁵⁾のであつて、この點は破産法上における場合と同様である。

註 (1) *Wulbern v. Drake*, 120 Fed., 493.

(2) *Hoy's case*, 137, Fed., 175.

(3) *Brown's case*, 132. Fed., 706; *Brown's case*, 132, Fed., 706.

(4) *O'Donnell v. Segar*, 25. Mich. 367.

(5) *Simons v. Lovell*, 7 Heisk. 510.

3. 税法・免許法及び都市條例中における「農民」

農民に対する税法・免許法及び都市條例 (the Tax and License Laws and Municipal Ordinances) の適用を繞る裁判所の判決には、一貫性に缺けるところがある。即ち、農民たること疑ふべくもない場合においても、なほ法律、命令中には多様な言遣ひがあつて、そこに屢々喰ひ違ひを生ずるからであり、このことは2,3の裁判所の訴訟規程を検討しても容易に判明する。従つて、ここでは、「農民」とこれに類似の業務に従事する者との差別が一方に於て如何に行はれ、他方において如何なる矛盾撞着を惹起してゐるか、この點を検討して見る。

カンサス州裁判所の判決によれば、果實・バター・卵類・家禽・穀物・野菜類を買入れ、これが販賣に従事してゐるものは「農産物販賣商」(produce dealer) と稱せられるのであるが、しかし自己の農場生産物を市場に搬入して、これが販賣に従事してゐる農民はこれに含められないといふ見地がとられてゐる¹⁾。またケンタッキー州の裁判所は、自己の農場で生産された物資を市場に搬入して賣却する農民は、法上の商人 (merchants) には入らないといふ判決を下してゐる²⁾。ところでこの様に、農産物の販賣に従事する者が、「商人」たるか「農民」たるかの判定は、商行爲による所得に對する課税の對象になるか否かの問題につながつてゐるので注目される。ペンシルヴァニア州に於て裁判所は、自己の農場において生産された

物資を近隣都市の市場で販賣する農民に對しては小賣商 (dealers in merchandise) に對する課稅規程を適用しないのを原則とし、また屢々自己の生産物と隣家のそれとを取り纏めて市場に搬入して販賣する者にあつてもその取扱は同様であるとしてゐる³⁾。

ところで、アイグホ州の條令によると、農民が免許證を所有することなしに、市内において自己の所有する農場よりの生産物を販賣することは禁止されてをり、またそれに無効の判決を下した例もあるが⁴⁾、それにも拘らず、ミシガン最高裁判所は農場生産物、果樹園藝生産物の生産者が便宜上の理由から、直接間接に消費者に接することを阻止する權限は、都市にはない旨の判決を下してゐるのである⁵⁾。

また、ペンシルヴァニア及びルイジアナ州の警察免許法 (license and police laws) によれば自己の農場生産物を販賣の目的を以つて「呼賣」(hawking) して歩く農民は行商 (peddler) の内に入れないが⁶⁾、ミネソタ州においては、自己の農場生産物或ひは園藝生産物を都市内において賣り歩きする者は、法上、行商人 (peddler) に關する條令が定むる、免許料を納付すべき對象として取扱はれてゐる⁷⁾。これと類似の規定は、マサチューセツツ州においても見られるところであつて、この州に於ては、何人たるを問はず、農場生産物を市街にて販賣せんとする者は、豫め、その市場の役員から許可を求めるところを要するとしてゐる⁸⁾。他方において、ルイジアナ州にあつては、自己の栽植地や農場に賣店を持つてゐる農民にして、雜貨や酒類を販賣してゐる者は、その使用人を除き法令に基いて許可を求めねばならず、また公設市場で野菜の取引の業務に従事する者は、農業上の仕事に従事する者に限り、免許條令の例外として取扱はれる様なことはないのである⁹⁾。

最後に、ニューヨーク州について見ると、肉屋が自己の經營上の理由から小賣の肉市場に肉を運搬するといふ事と、農家が近くに賣店を持つてゐて、その商品の補給を行ふために、法令の制限内で肉や農産物を運搬するといふ事は、同一性質の行爲であつて、何等區別すべきものではないか

ら、とくに農民がかかる行爲をなす場合に限り、行商人又は小賣商人として要求される營業許可に關する規程の適用から除かれるといふことは理由のないことであり、従つて、かかる主旨をもつた立法的な規則の定立は無効であるとの立場がとられてゐる¹⁰⁾。

かくの如く、合衆國の諸州においては、營業稅、營業免許その他の事項を繞つて、農民に對する取扱ひ方及び農民の範圍の限定づけの方式を異にし、一州において、免許を不要とする農民の商行為が他州においてはこれを必須とするといふが如き喰ひ違ひが見られる。これ等の喰ひ違ひは、各州の諸般の社會的經濟的事情の特殊性に由來するものであると思はれるが、かくの如く、州によつて大なり小なり、その立法上の立場を異にし、かつ法上の取扱ひに相異のあるところに、かえつて合衆國の法制の立法上の特色を視ふことが出来ると言はねばなるまい。

- 註 (1) Kan. City v. Lorber, 64 Mo. App. 604, Dist. Col. v. Oyster, 4 Mack. 285.
 (2) Ragsdale's case, 20 ib. 175; Dyott v. Letcher, 29 ky, 541.
 (3) Barton v. Morris, 10 Phila. Rep. 360.
 (4) Snyder's case, 10 Idaho, 682.
 (5) Hughes v. Detroit Recorder's Court. 75. Mich. 574.
 (6) Com. v. Gardner, 130 Pa. St. 284; Roy v. Schuff, 51. La. Ann. 86.
 (7) State v. Jensen, 100 N. W. 644.
 (8) Nightingale's Case, 11 Pick, 168; Com, v. Brooks, 109. Mass. 355.
 (9) Thibaut v. Kearney 45 La Ann. 149; State v. Cendo, 38. La Ann. 149.
 (10) McKnight v. Hodge, 104. Pac. 507.

參考書

- H. W. HANNAH, Law on the Farm, 1950.
 H. E. WILLS, Farmers' Manual of Law. 1911.
 J. B. GREEN, Law for the American Farmer, 1911.
 W. H. SPENCER, Law and Business, vol. I, II. 1921.
 United States Code, 1946. ed.